

令和5年分所得税の確定申告及び市民税・県民税申告に関するお知らせ

◎事前相談会(年金所得または年金所得と給与所得のみの方が対象となります)

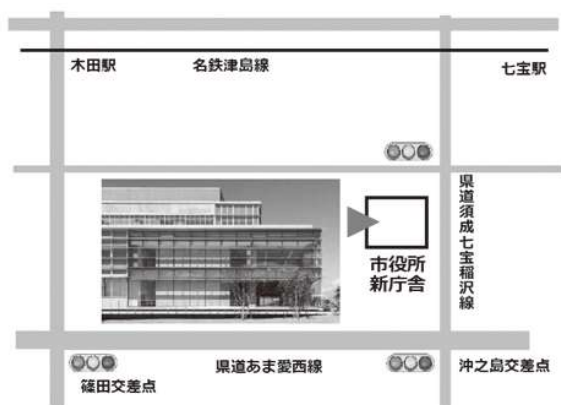
各地区(美和・甚目寺・七宝)にお住まいの方で確定申告期間前に、以下のとおり「事前相談会」を開催します。

	美和地区にお住まいの方	甚目寺地区にお住まいの方	七宝地区にお住まいの方
日にち	2月6日(火)・7日(水)	2月8日(木)・9日(金)	2月13日(火)・14日(水)
時間	午前8時30分～午後4時(正午～午後1時は除く) ※予約制となっております。予約時刻の10分前にご来庁いただきますようお願いいたします。		
会場	市役所2階D会議室		
予約方法	下記の申告相談会の予約方法をご参照ください。		
予約期間	1月23日(火)午前8時30分～2月13日(火)(予約締切は相談希望日の前日までとなります)		

◎申告相談会

期間	2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日曜・祝日は除きます。
時間	午前8時30分～午後4時(正午～午後1時は除く) ※予約制となっております。予約時刻の10分前にご来庁いただきますようお願いいたします。
会場	市役所2階D会議室
予約方法	市公式ウェブサイトのオンラインサービス内にある「確定申告予約サイト」から予約をしてください。各公民館、体育館及び人権ふれあいセンター内に設置してあるパソコンからも予約していただけます。 ※各施設の休館日について 甚目寺・七宝公民館及び体育館…月曜休み 美和公民館…木曜休み 人権ふれあいセンター…日曜・祝日休み
予約期間	2月1日(木)午前8時30分～3月14日(木)(予約締切は相談希望日の前日までとなります)

※詳しくは、広報あま1月号をご覧ください。



※広報6ページは津島税務署の案内になります。あま市での事前相談会等の予約方法とは異なりますので、ご注意ください。

※駐車場の台数には限りがありますので、できる限り徒歩や自転車、臨時連絡車両等でのご来庁にご協力ください。

◎電子申告が便利

- ・国税庁ウェブサイトの確定申告書作成コーナーからe-Tax(書面に印刷して郵送も可)をご利用ください。

【上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等を申告される方へ】

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等について、令和4年分の確定申告までは所得税と住民税で異なる課税方法を選択することができましたが、令和5年分の確定申告からは所得税と住民税で課税方法を一致させることとなりました。

◆申告に必要なもの(筆記用具をご持参のうえ来庁ください)

- ①申告書または「確定申告のお知らせ」ハガキ(送付のあった方のみ)
 - ②申告者名義の口座の分かるもの(還付申告の場合)
 - ③マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は、身分証明書もお持ちください)
 - ④令和4年分の確定申告書の控(お持ちの方のみ)
 - ⑤所得の分かるもの【原本をお持ちください】
(源泉徴収票、収入経費の分かるもの、配当所得の支払通知書・取引報告書等)
 - ⑥所得控除に必要な証明書・領収書【原本をお持ちください】
 - ・健康保険や介護保険などの1年間に支払った金額の分かるもの(年金から引き落としされている方は、本人以外の申告で社会保険料控除とすることはできません)
 - ・国民年金保険料の控除証明書
 - ・生命保険や個人年金、介護医療保険、地震保険などに支払った保険料の証明書
 - ・医療費控除の明細書【内訳書】
- ※領収書、医療費通知のみでは医療費控除が受けられません。必ず「医療費控除の明細書【内訳書】」の作成、添付が必要となります。(明細書は、医療を受けた人、医療機関別の合計金額を記入してお持ちください。医療費通知(医療費のお知らせ)を使用する場合は添付してください)医療費控除の明細書【内訳書】については、広報5ページにあります。切り取ってご利用ください。
- ・寄附金の領収書、証明書等
- ※ふるさと納税でワンストップ特例を申請されている方についても、確定申告(市民税・県民税申告を含む)をするとワンストップ特例が無効となりますので、必ずふるさと納税に係る寄附金控除を含めて申告をしてください。

◆市の申告相談会場では受け付けができない方

以下に該当する方は、市役所の申告相談会場では受け付けができないため、津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へのご案内となりますので、ご了承ください。

- ①申告に必要な書類が不足している方
 - ②譲渡所得(土地・建物・株の売却・先物取引・土地収用など)のある方
 - ③青色決算書や収支内訳書などの作成について相談のある方
- ※ただし、白色で収支内訳書が作成済みの方は受け付けできます。
- ④令和5年中に住宅を取得したことによる住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
 - ⑤住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
 - ⑥過年分の申告をされる方
 - ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告をされる方
 - ⑧提出期限(申告対象者の死亡から4か月)を過ぎた準確定申告をされる方
 - ⑨消費税、贈与税、個人事業税の申告をされる方

◎臨時連絡車両(10人乗りワンボックスカー)の運行について

市役所と各公民館(甚目寺・美和・七宝)を結ぶ臨時連絡車両を以下のとおり2月20日(火)から3月12日(火)まで運行します。※土・日曜・祝日は除きます。日によって運行箇所が異なりますので、ご注意ください。

運行日	2月							3月		
	20(火)	21(水)	22(木)	23(金・祝)~26(月)	27(火)	28(水)	29(木)	1(金)	2(土)~4(月)	
運行箇所	○	○	○	×	○	○	○	○	×	
	甚・美	七・美	甚・七	—	甚・美	七・美	甚・七	甚・美	—	

運行日	3月					
	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)~11(月)	12(火)
運行箇所	○	○	○	○	×	○
	甚・美	七・美	甚・七	七・美	—	甚・七



◆時刻表(2月20・27日、3月1・5日)

美和公民館発	⇔	市役所発
8:40		10:20
10:45		12:35
13:00		14:05
14:30		15:40

甚目寺公民館発	⇔	市役所発
9:30		11:10
11:30		13:25
13:45		14:55
15:15		16:25

◆時刻表(2月21・28日、3月6・8日)

美和公民館発	⇔	市役所発
8:40		10:20
10:45		12:35
13:00		14:05
14:30		15:40

七宝公民館発	⇔	市役所発
9:30		11:10
11:30		13:25
13:45		14:55
15:15		16:25

◆時刻表(2月22・29日、3月7・12日)

七宝公民館発	⇔	市役所発
8:40		10:20
10:45		12:35
13:00		14:05
14:30		15:40

甚目寺公民館発	⇔	市役所発
9:30		11:10
11:30		13:25
13:45		14:55
15:15		16:25

- ・市役所と各公民館の移動は20分程度かかります。
- ・天候・道路状況・その他の要因により発車時刻が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、大雪等悪天候の場合は運行を取り止める場合があります。
- ・待合場所(乗降場所)は、各公民館と市役所の玄関ロビーです。市役所と各公民館の途中での乗車・下車はできませんのでご承知願います。

◎税理士による無料税務相談のお知らせ

申告期間中、市役所の申告相談会場で、以下のとおり、東海税理士会・津島支部所属の税理士(2人)による無料税務相談コーナーを開設します。所得税の確定申告についてお聞きになりたいことがあれば、この機会をご利用ください。※土・日曜・祝日は除きます。

開催日	2月												
	16(金)	17(土)	18(日)	19(月)	20(火)	21(水)	22(木)	23(金・祝)	24(土)	25(日)	26(月)	27(火)	28(水)
	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
時間	午前9時30分~正午、午後1時~4時												

申告書の郵送先・問合先		
【所得税・贈与税】	【市民税・県民税】	【個人事業税】
津島税務署 〒496-8720 津島市長王町2-31-1 ☎0567・26・2161	あま市役所税務課 〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地 ☎444・0509(直通)	西尾張県税事務所 〒491-8506 一宮市新生2-21-12 ☎0586・45・3169

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医療費の合計	A	(㊦+㊧) 円	B	(㊩+㊪) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額 (A) - (B)	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
Ⓛ × 0.05	(赤字のときは0円)	E
Ⓛと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C) - (F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㊫の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(キリット)